

医療関連サービスNAV I 利用規約

(利用規約の適用)

- 第1条 財団法人医療関連サービス振興会（以下「振興会」といいます。）は、医療関連サービスNAV I サービス利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定めます。
- 2 振興会は、利用規約に基づき医療関連サービスNAV I サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
- 3 登録事業者は、本サービスを受けるにあたって、利用規約を遵守するものとします。
- 4 登録事業者とは、利用規約を承諾の上、振興会所定の手続きに従い、事業者情報の登録を申込み、振興会が登録を承認した者をいいます。

(利用規約の変更)

- 第2条 振興会は、登録事業者に事前の通知をすることなく、利用規約を変更することができるものとします。この場合の登録料その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。
- 2 利用規約の変更にあたっては、振興会は登録事業者に対しその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(本サービスの内容)

- 第3条 本サービスは、振興会が登録事業者の医療関連サービスにかかわる情報をホームページに掲載し、その情報をホームページ利用者に対して提供するサービスとします。
- 2 振興会は、登録事業者に事前に通知することなく、本サービスの内容を適宜変更することができるものとします。

(登録の単位)

- 第4条 登録事業者が複数の医療関連サービスの種類について登録する場合には、医療関連サービスの種類ごとに登録するものとします。

(登録申込み)

- 第5条 登録を希望する事業者（以下「登録希望者」といいます。）は、振興会所定の申込み方法によって登録を申し込むものとします。
- 2 振興会は申込みを受け付けた場合、速やかに登録手続き書類一式を、登録希望者に送付するものとします。
- 3 第2項に定めた登録手続き書類一式を振興会が発送した日から起算して3ヶ月を経過しても、登録希望者が第7条に定めた登録手続きを行わなかった場合には、振興会は第1項に定めた登録申込みを抹消できるものとします。

(登録要件)

第6条 振興会は、登録希望者が満たさなければならない要件（以下、「登録要件」といいます。）を別途定めます。

2 登録要件を満たす登録希望者に限り、登録手続きを行えるものとします。

(登録手続き)

第7条 登録希望者は、振興会所定の登録方法に従って登録手続きを行うものとします。

2 登録した内容（以下「登録内容」といいます。）に不備・欠落がある場合、及び第14条に定める登録禁止内容を含んでいる場合には、振興会は登録希望者に登録内容の修正を求めます。その求めに応じ登録希望者は登録内容を修正するものとします。

3 第2項の登録内容の修正が軽微な場合には、振興会は登録希望者の事前承認を得ることなく、登録内容を修正できるものとします。

4 振興会は、次の場合には本サービスの登録を承諾しないことができるものとします。

(1) 登録希望者が第2項の登録内容の修正に応じない場合

(2) 過去に利用規約に違反する等により、登録抹消が行われていることが判明した場合

(3) 登録内容に第14条に定める登録禁止内容を含んでいることが判明した場合

(4) 登録内容が既存の登録と重複していることが判明した場合

(5) 登録希望者が支払停止、破産、会社更生、民事再生、会社整理及び特別清算申立等となっていることが判明した場合

(6) 登録希望者が解散または営業停止状態であることが判明した場合

(7) その他、振興会が不相当と判断する場合

5 振興会が登録を承諾しない場合には、振興会は登録希望者に対しその旨を通知するものとします。

(ホームページへのデータ掲載)

第8条 第7条に定めた登録手続きが終了した後、振興会は速やかに登録作業を進め、ホームページにデータを掲載するものとします。

(登録期間)

第9条 本サービスの登録期間は1年間とします。

2 本サービスの登録始期は第8条に定めたデータの掲載が完了した日とします。

(更新手続き)

第10条 振興会は登録期間満了1ヶ月前までに、登録事業者に対し更新用の登録手続き書類一式を送付するものとします。

2 登録の更新を希望する登録事業者は、振興会所定の方法に従って登録更新手続きを行うものとします。

(登録内容等の変更)

第 11 条 登録事業者は、次の各号の変更があった場合は、速やかにその旨を振興会に届け出るものとします。なお、次の(2)から(5)の変更については、登録事業者はホームページに設けた事業者登録データの変更画面を通じ、登録内容を変更することで振興会への届出を代行するものとします。

- (1) 登録事業者名の変更
- (2) 本社所在地、電話番号の変更
- (3) 登録した医療関連サービスを提供している事業所名・施設名及びその連絡先の変更
- (4) 登録した医療関連サービスが、登録した適合基準に該当しなくなった場合
- (5) ホームページの利用者に不利益になる変更等、その他重要事項の変更等

2 第 1 項の届出があった場合には、振興会は速やかに該当する登録内容を変更するものとします。ただし、振興会が、登録内容の変更は不要と判断したものについてはこの限りでないものとします。

3 第 1 項に定めた変更以外の登録内容の変更については、振興会への届出義務はないものとし、登録事業者が希望する場合には、登録事業者はホームページに設けた事業者登録データの変更画面を通じ、登録内容を変更できるものとします。

(登録の抹消)

第 12 条 振興会は、次の事由があるときは、登録事業者に事前の通知をすることなく、登録事業者の登録を抹消することができるものとします。

- (1) 登録事業者が第 6 条に定めた登録要件を満たさなくなった場合
- (2) 過去に利用規約に違反する等により、登録抹消が行われていることが判明した場合
- (3) 登録内容に第 14 条に定める登録禁止内容を含んでいることが判明した場合
- (4) 登録事業者が支払停止、破産、会社更生、民事再生、会社整理及び特別清算申立等となっていることが判明した場合
- (5) 第 15 条に定める登録料が、振興会所定の期日までに支払われなかった場合
- (6) その他、振興会が不相当と判断する場合

2 振興会は前項に定める登録の抹消を行ったときは、当該登録事業者にその旨を通知するものとします。

(本サービスの提供停止)

第 13 条 振興会は、次の場合には登録事業者に事前の通知をすることなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 情報設備・機器の保守または工事のためやむを得ない場合
- (2) 情報設備・機器の障害等不測の事態でやむを得ない場合
- (3) その他、やむを得ず情報システムの停止が必要と振興会が判断した場合

(登録禁止内容)

第 14 条 本サービスにおいて、次の各号の登録は禁止するものとします。

- (1) 虚偽または誇大広告にあたるもの
- (2) 他の事業者が提供するサービス名、サービス内容等の不正な使用
- (3) 振興会または第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する、または、そのおそれのあるもの
- (4) 振興会または第三者の著作権、商標その他の知的財産権を侵害する、または、そのおそれのあるもの
- (5) 振興会または第三者への誹謗中傷、業務妨害等、振興会または第三者に迷惑・不利益を与えるもの
- (6) 公序良俗に反する、または、そのおそれのあるもの
- (7) 振興会が、本サービスの健全な運営の妨げになると判断したもの
- (8) その他法令に違反するもの

(登録料及び請求・支払・払い戻し)

第 15 条 本サービスの登録料は、次表のとおりとします。

登録事業者区分	登録料
医療関連サービスマーク認定事業者、振興会会員、振興会団体会員	25,000 円／年
その他の事業者	50,000 円／年

- 2 振興会は、第 8 条に定めたホームページへのデータ掲載をもって、登録事業者に対し登録料を請求するものとします。
- 3 登録事業者は、振興会所定の期日まで、振興会所定の口座に登録料を入金するものとします。
- 4 振興会所定の期日までに登録料が入金されない場合には、登録事業者の登録を抹消できるものとします。
- 5 一度入金された登録料は、事由の如何を問わず、登録事業者に払い戻しされないものとします。

(免責)

第 16 条 振興会は、本サービスの停止、遅延、中止、または利用等によって登録事業者に発生する損害につき一切の責を負わないものとします。

- 2 振興会は、登録事業者とホームページ利用者との間における契約および取引の締結、仕様、金額等の内容には一切関知せず、これらに関して一切の責を負わないものとします。